

国 総 建 第 3 1 7 号
平成 20 年 3 月 10 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査
の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 20 年 1 月 31 日付け国土交通省告示第 85 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされところである。

告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）については、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）（平成 20 年 1 月 31 日付国総建発第 269 号）」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれでは、事務処理に当たって遗漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

なお、平成 13 年 6 月 13 日付け国総建第 170 号をもって通知した「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」は平成 20 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

1. 企業集団の認定について

- (1) 企業集団に属する会社は、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。以下同じ。）及びその子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）であって、原則としてそれぞれ建設業者であるものとする。なお、関連会社（財務諸表等規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社をいう。）はこれに含まない。
- (2) 企業集団に属する会社には、親会社が含まれなければならないが、その子会社についてはその全てを含むものとする必要はない。なお、企業集団に属する会社の変更は、株式の取得又は売却による子会社の範囲の変動によるもの等相当の理由がある場合に限る。
- (3) 同一の会社が複数の企業集団に属することは認められない。

2. 企業集団についての数値等の認定について

- (1) 審査基準日
原則としてグループ経審を申請する日の直前の親会社の事業年度終了の日とする。

ただし、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日付国総建第309号）」及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年3月10日付国総建第311号）」に準じて、建設業者の株式を取得することにより新たに当該建設業者を連結子会社とした場合の株式取得日等も審査基準日とすることができる。この場合、(2)の数値等の認定に当たっては、前記通知に準じた取扱いを行うものとする。

(2) 認定基準

- ① 別表により算定された数値等を認定する。
- ② 一の企業集団においては、①により認定された数値等をもって経営事項審査を受ける建設業者（以下「代表建設業者」という。）は、建設業の種類毎に一建設業者のみである（告示附則五関係）。なお、一の企業集団に属する複数の建設業者がそれぞれ異なる建設業の種類の代表建設業者であることは認められる。

3. 認定の申請手続き

- (1) 企業集団及び企業集団についての数値等の認定（以下単に「認定」という。）の申請は、別紙1の例により「企業集団及び企業集団についての数値等認定申請書」（以下単に申請書」という。）を提出してしなければならない。
- (2) 申請書の記載内容は、申請者以外の当該企業集団に属する全ての会社が承認したものでなければならない。
- (3) 認定の手続きは、国土交通省総合政策局建設業課において行う。
- (4) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙2の例により「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」（以下単に「認定書」という。）を交付する。
- (5) 一の企業集団に属する複数の建設業者が、それぞれ認定を申請する場合は、同日に申請しなければならない。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定を受けた建設業者は、経営事項審査にあっては許可を受けた国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事に対して、当該申請書に認定書の写しを添えて、申請する（国土交通大臣又は都道府県知事が登録経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営状況分析について準用する。）。なお、企業集団に属する建設業者の経営事項審査は、グループ経審に限られていることに留意すること。
- (2) (1)において、自らが代表建設業者でない建設業の種類については、当該建設業に係る建設工事の種類別年間平均完工事高（X1）と技術力（Z）の項目の数値を最低値として申請するものとする。
- (3) 国土交通大臣（地方整備局長）又は都道府県知事は、グループ経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「グループ評価」と明記する。登録経営状況分析機関が経営状況分析の結果を通知するときも同様とする。
- (4) 企業集団に属する会社の商号等は公表する。

別 表

経営事項審査の項目各項目の数値等の算定方法

経営事項審査の審査項目		各項目の数値等の算定方法
X1	建設工事の種類別完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。なお、金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p>
X2	自己資本の額	<p>企業集団に属する全ての会社の自己資本の額を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本及び企業集団に属する子会社相互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は、完成工事高に準ずる。</p>
	利払前税引前償却前利益の額	企業集団に属する全ての会社の利払前税引前償却前利益の額を合算し、算定する。
Y	経営状況	<p>企業集団に属する親会社の連結財務諸表により算定するが、連結財務諸表の各勘定科目の数値を認定することによって、経営状況の項目の数値を認定したものとみなす。</p> <p>なお、連結財務諸表原則に基づき連結財務諸表を作成する際の連結の範囲と、グループ経審における企業集団の範囲は必ずしも一致しないことに留意する。</p>
Z	技術職員数	企業集団に属する全ての会社の建設業の種類別の技術職員の数を合算し、算定する。
	建設工事の種類別元請完成工事高	<p>企業集団に属する全ての会社の建設工事の種類別年間平均元請完成工事高を合算し、算定する。</p> <p>ただし、企業集団に属する建設業者相互間における建設工事の完成工事高は相殺消去しなければならない。相殺消去の方法は完成工事高に準じる。</p>
W	労働福祉の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社が加入又は導入している場合にのみ、加入又は導入しているものとして認める。
	建設業の営業年数	原則として、親会社の営業年数とする。
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	原則として、企業集団に属する全ての会社の民事再生法又は会社更生法の適用の有無を、審査する。
	防災協定締結の有無	原則として、企業集団に属する全ての会社が締結している場

	合にのみ、締結しているものとして認める。
法令遵守の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社の法令遵守の状況を、審査する。
公認会計士等数	企業集団に属する全ての会社の公認会計士等の数を合算し、算定する。
監査の受審状況	原則として、親会社の監査の受審状況とする。
研究開発費	企業集団に属する全ての会社の研究開発費の額を合算し、算定する。
建設機械の保有状況	企業集団に属する全ての会社の建設機械の保有台数を合算し、算定する。
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	原則として、企業集団に属する全ての会社が登録を受けている場合にのみ、登録しているものとして認める。

別紙1

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 殿

企業集団及び企業集団についての数値等認定申請書

所在

商号

印

代表者

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団についての数値等の認定を申請します。

記

1. 企業集団経営についての基本方針

2. 子会社および企業集団に属する企業

商号	所在	許可番号 建設業の種類	企業集団 構成企業	企業集団に属する/ 属さない理由	備考
A社	東京都千代 田区.....	0000000 土・建・管	○	企業集団における土木工事を請け負う中 核企業である。	親会社
B社	東京都千代 田区.....	0000000 土	○	主にA社の土木工事の下請を行っている。	
C社	東京都港区	0000000 建	○	企業集団における建築工事を請け負う中 核企業である。	
D社	東京都港区	なし	○	設計業務を営む。	
E社	東京都千代 田区.....	なし	×	建設工事とは無関係のため。	
F社	大阪府大阪 市.....	0000000 土・建・管	×	A社の企業集団とは独立し、関西地区で工 事を請け負う。	

注1 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会
社を全て列記すること。

注2 建設業の種類については、建設業法施行規則別記様式第25号の11記載要領18に
規定する略号を使用すること。

3. グループ経審を申請する建設業者

商号	グループ経審を申請する建設業の種類
A社	土木工事業・管工事業
C社	建築工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査を申請する予定の建設業については、その旨を明記すること。

4. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

- ① 工事種類別完工工事高及び工事種類別元請完工工事高 別紙 1

注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙 1 によること

　　グループ経審を申請しない建設業の種類別完工工事高は「その他工事」として
　　計上すること

- ② 自己資本額 ○○○百万円

- ③ 利払前税引前償却前利益の額 ○○○百万円

- ④ 経営状況 別紙 2

注 親会社の連結財務諸表とすること

- ⑤ 技術職員数 別紙 3

注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙二によること

- ⑥ 上記以外の審査項目 別紙 4

注 建設業法施行規則別記様式第 25 号の 1 1 別紙三によること

以上

以上の申請内容を承認します。

平成○○年○○月○○日

所在 _____ 印 _____
商号 _____ 代表者 _____
所在 _____ 印 _____
商号 _____ 代表者 _____

別紙2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号

代表者 様

企業集団及び企業集団についての数値等認定書

国土交通大臣 ○○ ○○

平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定に基づき、企業集団及び企業集団としての数値等を、下記のとおり認定する。

記

1. 企業集団

商号	代表者	所在	許可番号	許可を受けている建設業の種類	備考
A社	○○ △△	東京都千代田区	0000000	土・建・管	親会社
B社					
C社					
D社					

2. グループ経審を申請する建設業の種類

土木工事業

管工事業

注 同一の企業集団に属する他の建設業者が、同一の建設業の種類についてグループ経審を申請する場合、代表建設業者として経営事項審査が申請される予定の建設業については、その旨を明記すること。

3. 企業集団についての経営事項審査の項目の数値等

① 工事種類別年間平均完成工事高

土木一式工事	○, ○○○百万円
管工事	○, ○○○百万円
その他工事	○, ○○○百万円
合計	○○, ○○○百万円

② 自己資本額

○○○百万円

③ 利払前税引前償却前利益の額

○○○百万円

④ 経営状況別紙連結財務諸表のとおり

⑤ 技術職員数

土木一式工事	1級監理受講者の数	○○人
	1級技術者の数	○○人
	基幹技能者の数	○○人
	2級技術者の数	○○人
	その他技術職員の数	○○人
管工事	1級監理受講者の数	○○人

	1級技術者の数	〇〇人
	基幹技能者の数	〇〇人
	2級技術者の数	〇〇人
	その他技術職員の数	〇〇人
⑥	工事種類別年間平均元請完成工事高	
	土木一式工事	〇, 〇〇〇百万円
	管工事	〇, 〇〇〇百万円
	その他工事	〇, 〇〇〇百万円
	合計	〇〇, 〇〇〇百万円
⑦	労働福祉の状況	
	雇用保険加入の有無	
	健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
	建設業退職金共済制度加入の有無	
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	
	法定外労働災害補償制度加入の有無	
⑧	建設業の営業継続の状況	
	営業年数	〇〇年
	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
⑨	防災協定締結の有無	
⑩	法令遵守の状況	
	営業停止処分の有無	
	指示処分の有無	
⑪	監査の受審状況	
⑫	公認会計士等の数	
	公認会計士等の数	〇〇人
	2級登録経理試験合格者の数	〇〇人
⑬	研究開発費の額	〇〇〇百万円
⑭	建設機械の所有及びリース台数	〇〇台
⑮	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
	ISO 9001の登録の有無	
	ISO 14001の登録の有無	